

令和5年第13回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年4月5日(水)			午前10時00分から	午前10時40分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員			
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査			
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等				結果
	議案 15号	杉並区議会議員選挙における投・開票所秩序保持方針について			決定
	議案 16号	杉並区議会議員選挙における違反文書図画の取扱いについて			決定
	報告 13-1	令和5年度における連合会行事予定等について			了承
	報告 13-2	5月の日程について			了承
委員長	これから令和5年第13回の定例会を開会いたします。				
<杉並区議会議員選挙における投・開票所秩序保持方針について>					
委員長	議案第15号杉並区議会議員選挙における投・開票所秩序保持方針について事務局から説明をお願いします。				
局長	<p>議案第15号、杉並区の投・開票所秩序保持方針について、次のとおり方針を定めます。根拠法令は、公選法上の第74条及び第85条の準用規定を含む第58条から第60条までの規定です。</p> <p>実際の秩序保持方針の内容については、令和5年執行の杉並区議会議員選挙杉並区投・開票所秩序保持方針として、案を提示しております。</p> <p>主な項目は4項目です。</p> <p>まず、1 全体に関する事項については、秩序保持の義務と、写真等の撮影・録音についてです。秩序保持の義務については、秩序を乱す行為をしてはならないということが大原則になります。撮影・録音については、立会人・選挙長・管理者等の撮影等は媒体の種別を問わずしてはならないということと、選挙人が判別できるような撮影、投票の記載内容が判読できるような撮影はできないことになっております。</p> <p>次に、2 選挙人に関する事項について、公選法上は選挙人による投票所内での撮影については制限規定がないので、これを認めるということになります。ただし、他の選挙人の迷惑となる行為があった場合には、投票管理者が当該行為を注意して制止することができます。</p> <p>選挙公報の取扱いについては、選挙人個人による記載台での閲覧を認めるということになっております。</p> <p>ペットの取扱いについては、法令に基づく盲導犬や介助犬等については入場は可能ということになります。一般のペット等の動物については、原則は入場させないということになっておりますが、ケージ等にいている場合は例外的</p>				

	<p>に入場させることができるということになります。</p> <p>3 選挙立会人に関する事項については、スマートフォン等の使用は禁止すること、立会人の職務が終了するまでは原則として外部との連絡はしないようにということになっております。</p> <p>4 開票参観人に関する事項については、参観できる者、開票の妨害の禁止、撮影・録音の禁止を定めています。</p> <p>5 秩序保持のための処分については、これも法令に基づいて中止行為を命令したり、あるいは退出を命じます。それでもダメな場合には警察官に処分請求を行うということで対応するということになっております。</p> <p>以上、議案第 15 号の説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。この投・開票所秩序保持方針は、選挙ごとに選管が作るのでしょうか。</p>
局長	<p>選挙ごとに委員会決定をするということになります。</p> <p>なお、3月29日の管理者との打ち合わせ会で、実際に撮影されてしまった後の対応について質問がありました。これについては、各期日前投票所・当日投票所管理者様という資料をご覧ください。</p> <p>原則としては、基本的な考えは先ほどの秩序保持方針に合わせて対応します。その対応前に実際に撮られてしまったものについては、まず撮られた方と一緒に写真の内容について確認をさせてもらい、第三者が写っていたものがある場合には、削除をお願いするということになります。ただ、これは強制力がないものですから、削除に同意してもらえない場合については撮った写真の使用方法について注意喚起を行うという対応をすることになります。</p>
委員長	<p>確認すると、この秩序保持方針は区の選管として選挙ごとに定めていて、中身は時代に合わせて変化していく。今回は別途、管理者宛てに、各期日前投票所・当日投票所管理者様という資料を通知するとのことですが、各管理者にはどのように通知するのですか。</p>
局長	<p>告示日に合わせて選任通知を管理者に送りますので、その通知に同封することを考えております。</p>
委員長	<p>管理者をはじめ関係者にしっかりと伝えるようにお願いします。議案第 15 号は決定でよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
	<p><杉並区議会議員選挙における違反文書図画の取扱いについて></p>
委員長	<p>では、議案第 16 号の説明をお願いします。</p>
局長	<p>これは選挙における違反文書図画の取扱いに関するものになります。</p> <p>議案第 16 号の通り、選挙運動の期間及び投票日における違反文書図画の取扱いについて記載の通りを行うということになります。</p> <p>まず一つは、政党等の政治活動ポスターについては(1)から(3)のような形で対応します。</p> <p>(1)は政治活動用ポスターの撤去依頼通知を事前審査終了後に各政党等・立候補予定者の関係者に渡して注意喚起を行います。</p> <p>(2)は警察から違反ポスター撤去依頼の通知があった場合には、これに基づき撤去命令の手続きを行います。</p> <p>(3)は、区民等からの問い合わせがあった場合には調査をして違反ポスターの撤去を政党等に依頼します。撤去に応じない場合には所轄の警察署長に現認を依頼して確認の通知を受けたものについては撤去命令を行います。</p>

	<p>次に、2の候補者等の個人用ポスターについての撤去命令の手続きについても、今説明した通りの手続きで順次行うこととなります。</p> <p>次に、3の管理権撤去について、これは投票日当日に投票所となる区の施設や教育施設、上荻会館やグランドメゾン、さらには投票所周辺に設置されている東電の電柱等は、選挙運動及び政治活動のために使用するポスターの掲示が残っていたものについて、選挙管理委員会または施設管理者が撤去を行うということとなります。</p> <p>区の管理する施設の管理権撤去の依頼は、令和4年10月17日付けの文書にて区長宛てに行っています。これは任期満了の6ヶ月前から候補者等個人の政治活動用ポスターの掲示が禁止されますので、掲示があるものについては管理権撤去をお願いします。</p> <p>以上、議案第16号の説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。政党等の政治活動用ポスターとは、今街で見かける複数の方が載っているものですか。</p>
局長	<p>そうです。俗に、2連や3連ポスターと言われるものです。</p>
委員長	<p>立候補者が掲載された2連や3連のポスターはいつまでに撤去しなければいけないのでしょうか。</p>
局長	<p>告示日中となります。</p>
委員長	<p>そうでしたら、この取扱いでしっかりお願いしたいと思います。議案第16号は決定でよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
	<p><令和5年度における連合会行事予定等について></p>
委員長	<p>それでは、次に報告事項をお願いします。</p>
局長	<p>まずは報告13-1になります。これは令和5年度における連合会等の行事予定についてです。 (報告13-1に沿って、全体の予定を説明。)</p>
委員長	<p>報告13-1についてはよろしいですか。</p>
一同	<p>報告了承。</p>
	<p><5月の日程について></p>
委員長	<p>次に報告13-2をお願いします。</p>
局長	<p>報告13-2は5月の委員会の日程です。 (報告13-2に沿って、委員会の日程を説明。)</p>
委員長	<p>報告13-2について、よろしいですか。</p>
一同	<p>報告了承。</p>
	<p><その他></p>
委員長	<p>本日の予定されている議案・報告は終了しましたが、その他にございますか。</p>

局 長	<p>「情報公開及び個人情報保護制度における窓口業務等の補助執行について(回答)」をご覧ください。</p> <p>これは前回の定例会で議決した区長部局宛ての協議に対する回答になります。協議を行った結果に同意しますという通知が届いておりますので、それを参考資料として付けさせていただきます。</p>
委員 長	<p>その他に何かありますか。</p>
局 長	<p>特にありません。</p>
委員 長	<p>では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。</p>
局 長	<p>次回の第 14 回の定例会は、4 月 14 日の金曜日に行います。内容は、ポスター掲示板の設置場所の告示等の議案が予定されております。</p> <p>(議題書に沿って、4 月 15 日以降の日程を確認。)</p>
委員 長	<p>その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。</p>